

利用料金

基本料金	1 か月／ 700 円
サービス料金	30 分／ 500 円
書類お預かり料	1 か月／ 300 円
サービス提供にかかる旅費	車の走行距離に応じた料金

- 基本料金とお預かり料は毎月かかります。
- サービス料金と旅費は、申請手続きにより、「生活保護世帯」は全額、「市町村民税非課税者」は半額が免除になる場合があります。
- その他引落手数料が毎月かかります。

安心してご利用いただくために

- 契約締結審査会：医師や弁護士などの専門家で構成されており、利用契約の内容について審査するほか、支援する際に配慮すべきことなどの助言を行います。
- 運営適正化委員会：当事者団体や家族会、学識経験者などで構成されており、中立的な立場から事業の監視、提言や勧告を行います。また、利用者がサービスに不満を感じたときは、こちらに苦情を申し立てることができます。

ご相談・お問い合わせはこちらまで

平日9:00～16:00

センター	住 所	電話・FAX	担当区域
仙南地域福祉 サポートセンター	〒989-1606 柴田郡柴田町大字船岡字中島68 柴田町地域福祉センター内	☎ 0224-86-3811 FAX 0224-86-3812	白石市・角田市・蔵王町 七ヶ宿町・大河原町・村田町 柴田町・川崎町・丸森町
仙台地域福祉 サポートセンター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内	☎ 022-212-3388 FAX 022-715-8507	塩釜市・名取市・多賀城市・岩沼市 亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町 利府町・大和町・大郷町・富谷市・大衡村
大崎地域福祉 サポートセンター	〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂24-3 大崎市社会福祉協議会 三本木支所内	☎ 0229-25-3032 FAX 0229-25-3036	大崎市・加美町・色麻町・涌谷町 美里町
栗原地域福祉 サポートセンター	〒987-2252 栗原市築館薬師3-6-2 栗原市社会福祉協議会内	☎ 0228-21-2245 FAX 0228-21-4774	栗原市
登米地域福祉 サポートセンター	〒987-0513 登米市迫町北方字大洞45-3 登米市社会福祉協議会内	☎ 0220-21-5380 FAX 0220-21-6320	登米市
石巻地域福祉 サポートセンター	〒986-0025 石巻市湊町1-1-9 石巻市社会福祉協議会内	☎ 0225-96-2531 FAX 0225-96-2613	石巻市・東松島市・女川町
気仙沼・南三陸地域福祉 サポートセンター	〒988-0066 気仙沼市東新城2-1-2 気仙沼市社会福祉協議会内	☎ 0226-23-1182 FAX 0226-22-4467	気仙沼市・南三陸町
みやぎ地域福祉 サポートセンター (本部)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館内	☎ 022-212-3388 FAX 022-715-8507	

あんしんおてつだい



みやぎ地域福祉サポートセンター

まもいーぶ

日常生活自立支援事業(愛称「まもりーぶ」)は、高齢の方や障害を持った方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをする事業です。



福祉サービスを使いたいけれど、どうしたらよいか分からない。

役所から書類が届くけれど、手続きの仕方が分からない。

計画的にお金を使うことがむずかしい。

通帳など大事な書類をなくしてしまった。



社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

サービスをご利用いただける方

次のいずれにも該当する方が対象となります。

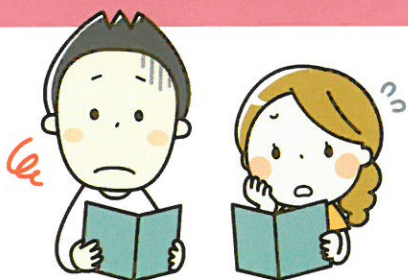
- 認知機能に低下が見られる高齢者や、知的障害、精神障害のある方などで、判断能力が十分でない方。
- 契約の意思があり、契約の内容を理解できる方。
※認知症の診断を受けていない方や障害者手帳を取得していない方も利用できます。

対象とならない方

- 身体障害があるものの、判断能力に問題のない方。
- お金の管理が苦手だが、判断能力に問題のない方(浪費癖の方)。

支援の内容

皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、次のようなお手伝いをします。



福祉サービス利用のお手伝い

- 介護保険サービスや障害福祉サービスなど、福祉サービスに関する相談と助言を行い、必要な情報をお届けします。
 - 郵便物を確認し、必要に応じて手続きのお手伝いをします。
 - 福祉サービスの苦情解決制度利用にあたっての調整や仲介を行います。
- ※これらは、関係機関と連携を図りながらお手伝いします。



金銭管理のお手伝い

- 生活に必要な預貯金を計画的におろしてお届けします。
- 福祉サービス利用料、公共料金、税金、医療費、家賃などの支払い手続きをします。
- 年金や福祉手当が入金されていることを確認します。



書類等のお預かり

- 大切な書類、通帳、印鑑などを貸金庫でお預かりします。
お預かりできるもの：通帳、年金・保険証書、実印
印鑑登録証、不動産登記済証など
お預かりできないもの：宝石、絵画、株券等の有価証券など

まもリーぶでお手伝いできないこと

- 施設入所に伴う身元引受人や保証人になること。
- 自宅の処分や賃貸住宅の解約。
- 外出の付き添いや買い物に行くこと。
- 債務を整理すること。

サービス開始までの流れ

まもリーぶでは、社会福祉協議会の職員である「専門員」と「生活支援員」が皆さまのところにお伺いします。



専門員の役割

- ・困りごとや悩みごとの相談を受け付けます。
- ・ご本人の希望をお聞きしながら、支援計画を作ります。
- ・利用開始後、支援計画を変えたい場合や心配な点があれば相談を受け付けます。



生活支援員の役割

- ・契約後、支援計画に基づき、定期的に訪問します。
- ・預金の出し入れや郵便物の確認などをサポートします。

利用相談

- 電話や来所にて相談をお受けします。相談は無料です。
- ※利用希望者が多数の場合、調査開始までお時間をいただく場合があります。

事業説明・利用申込

- ご本人に、まもリーぶ事業の説明に伺います。

調査

- まもリーぶと契約できるかどうか判断するためのものです。
- 調査は1週間ほど間をあけて2回ほど行います。
- ※ご本人の状況によって、2回以上調査を行う場合があります。

支援計画の作成

- ご本人の希望に沿って支援計画を作成します。

判定会議

- 今までの調査をもとに、ご本人と契約してよいか会議を行います。
- 判断できない場合は、契約締結審査会に諮ります。

契約

- 判定会議で契約してよいと判断されると、契約を交わして支援が開始されます。

利用申込から契約までは、1ヵ月半から2ヶ月ほどかかります。